

本校教育相談活動の実際と今後の展開について

—特別支援教育における地域のセンター的機能への発展を考える—

附属養護学校 教諭 田中昭二

1. はじめに

平成15年3月に文部科学省より公表された「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、障害のある児童生徒の教育の基本的方向として、「障害の程度に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」ことが示された。これに伴い、盲・聾・養護学校については、「地域の特別支援教育のセンターとしての役割」が求められることになった。また、平成14年12月に厚生労働省から出された「障害者基本計画」においても、「障害のある子ども一人一人のニーズに応じた乳幼児期から学校卒業後までの一貫した計画的な教育や療育の実施」、「一貫した相談支援体制の整備」、「専門機関の機能の充実と多様化」などが基本方針や具体的施策の中で示されている。

さて、本校では、平成9年の「特殊教育の改善・充実について(第1次、第2次報告)」、「教育改革プログラム」、平成10年の「教育課程審議会答申」を受け、平成10年度より教育相談活動を実施しており、相談件数は年々増加している。また、講習会等への講師派遣、地域の学校との交流教育、介護等体験における大学生の受け入れなど、「センター的役割」の素地は着実に形作られてきていると思われる。しかし、今後「特別支援教育への転換」を考えたとき「センター的役割」の更なる充実を図っていくには、関係諸機関との連携、地域の学校への教育的支援、個別の教育支援計画の策定・実施・評価の具体化など、「センター的機能」として考えられることについて、早急に移し、成果を上げていかなければならない状況にある。

そこで、ここでは、今年度の「教育相談活動の実績」を報告するとともに、今後の展開について考えていきたいと思う。

2. 本校教育相談活動の実際

(1) 教育相談の方法

本校では、大学、地域療育機関・学校、関係諸機関などとの連携を取り入れたプロセス(図-1)に基づいて、「教育相談」と「教育相談室」という2つのスタイルで教育相談活動に取り組んでいる。

① 教育相談

- 日程 随時(電話相談、直接面談：本校への来校、訪問相談)。
- 内容 養育や学習、生活等にかかわる相談。
- 対象 就学前幼児・就学児童生徒の保護者、学校を卒業された方、療育・教育関係者等。
- 担当 教育相談部主任が総括し、校内相談体制(図-2)のなかで、相談内容に応じて、教頭、各部主事等と連携しながら行う。

② 教育相談室

- 日程 原則として毎週木曜日もしくは金曜日に、年21回実施。夏季休業中には、教育相談週間を設定し、教育相談にあたる(5日間)。この期間中に大学教官や外部療育機関等から講師を招き、「教育相談室学習会」を実施する。
- 内容 親子遊び・自由遊びの実施、発達診断の実施、養育等にかかわる相談。
- 対象 発達に何らかの問題のある就学前幼児・就学児、保護者、療育・教育関係者等。
- 担当 相談については原則的には教育相談部主任、小・中学部主事が行う。長崎大学の学生を相談室のスタッフとして位置づけ、本校教育相談部員の指導のもと、親子遊び、幼児児童の自由遊びを担当する。

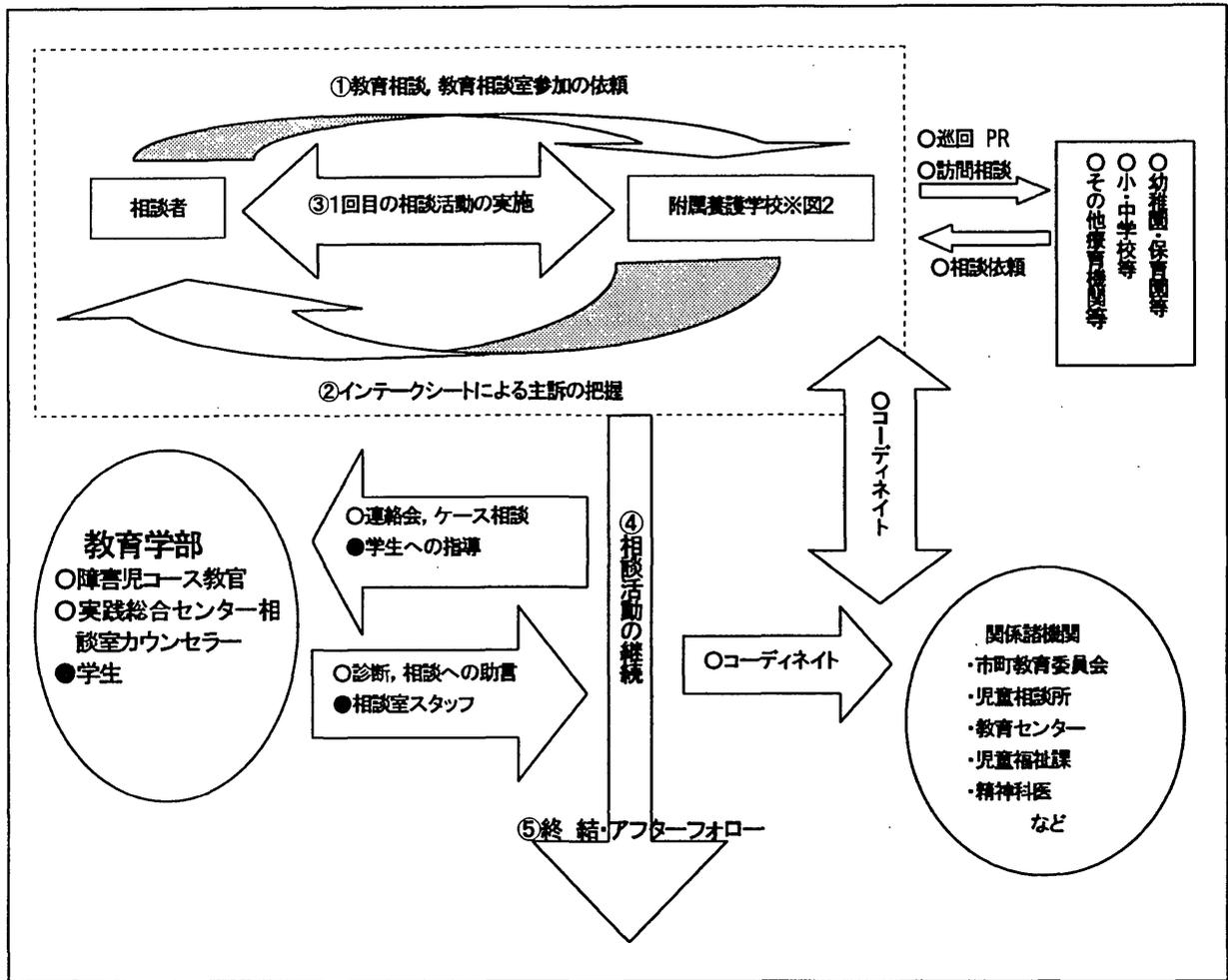


図-1 教育相談活動のプロセス

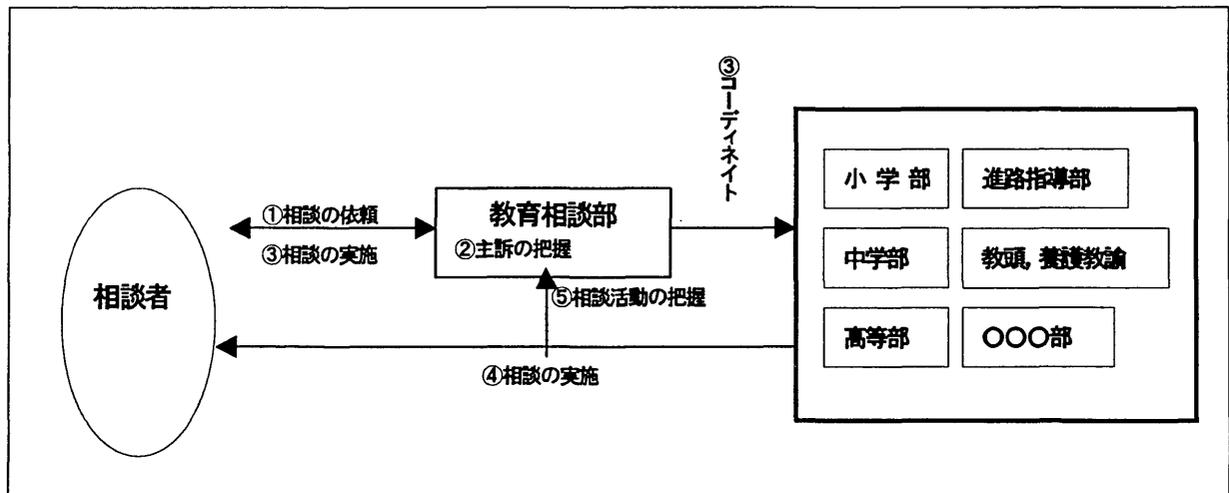


図-2 校内相談体制

(2) 平成15年度の相談活動の実績

① 相談対象の内訳

相談対象は、以下に示す通りであった。これは教育相談室と随時の教育相談の延べ数であるが、ほとんどが教育相談室及び教育相談から継続相談へと展開したものであった。また、相談依頼者の内訳は、保護者が「99件」、学校関係者が「11件」であった。学校関係者のうち、2件は「訪問相談」という形で行った。

随時の教育相談については、本校で実施している学校公開や体験入学の際に相談の依頼を受けるというもの、「ホームページ」や関係機関に配付した「教育相談パンフレット」をきっかけにした相談などであり、本校が実施している啓発活動や教育相談活動への誘いかけが効を奏していると思われる。しかし、その一方では、相談を依頼してきた保護者から「どこに相談をしてよいのか分からない」、「たまたま本校の教育相談を知った」という話が聞かれた。このような話から、「相談したくてもどうすればよいのか」と窮している保護者や関係者が数多くいるのではないかとと思われる。このような人たちのニーズに応えるためにも、関係諸機関との連携を密にし、本校の相談活動を広く知ってもらうための方略を練っていく必要があると考える。

	年少	年中	年長	小学生低	小学生高	中学生	計
件数	3	31	10	46	16	4	110

表-1 相談件数内訳

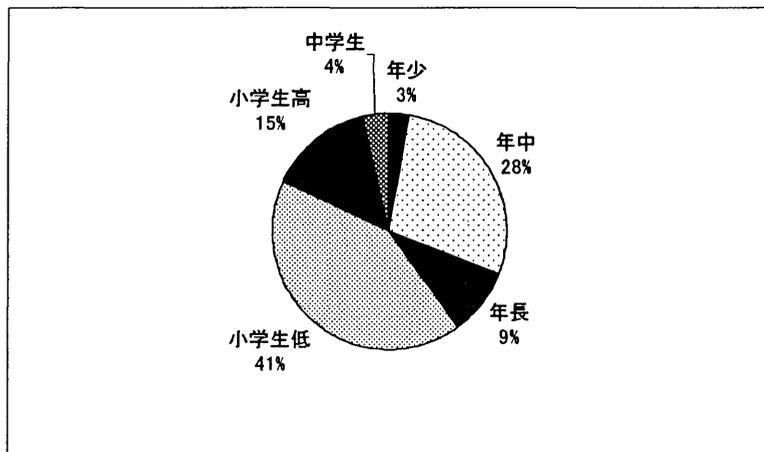


図-3 相談対象の内訳

② 相談内容

相談対象を年代別にグループ分けし、それぞれの相談内容の内訳をまとめたものが表-2である。

相談内容	就学・進路	学校生活・学校との連携	ことば・コミュニケーション	家庭での養育・身辺	問題行動・こだわりなど	思春期の問題	兄弟児との関係	検査	プレイのみ	計
年少	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
年中	6	0	3	6	7	0	2	0	7	31
年長	4	0	0	2	2	0	0	0	2	10
小学生低	1	7	4	13	10	0	0	3	8	46
小学生高	6	1	0	6	2	1	0	0	0	16
中学生	0	1	0	0	0	2	0	1	0	4

表-2 年代別の相談内容の内訳

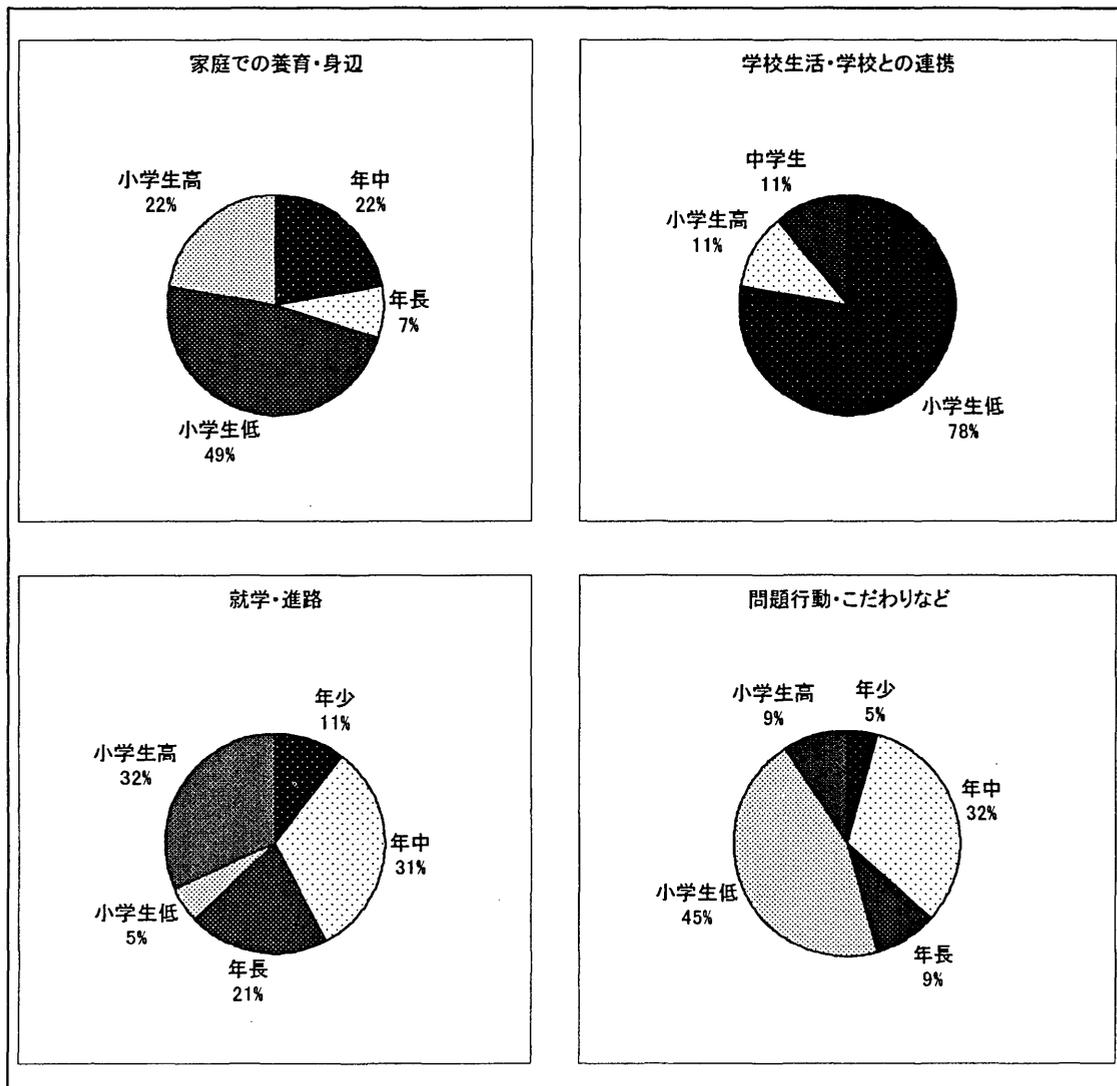


図-4 主な相談内容における年代別の比率

③ 相談内容における年代別の比率

年代別の相談内容の内訳(表-2)を相談件数の視点からみると、相談件数の差が大きく、ごく少数の年代もある。そのために単純に比較はできないが、主な相談内容における年代別の比率(図-4)をみると、それぞれの年代の特徴が表わされているように思われる。「就学・進路」についてみると、「年長」や「小学生高」グループの比率が大きい。「目前に迫った就学、進路」というグループの特徴が表わされているように思う。「年少」、「年中」グループにおいては「就学を見越して、今のうちからいろいろな情報を求めたい」という相談内容がほとんどであった。「学校生活・学校との連携」についてみると、「小学生低」グループの比率が多い。就学前からの継続相談の児童もあり、本校側の就学後のフォローアップの結果が相談内容にも表されているとも言えるだろう。また、就学してから2～3年経過した時期の場合、学習面や家庭での具体的な療育について相談を受けるケースもよくあった。さらに、「特別支援教育」への転換期にあたり、長崎市をはじめ、居住地域における「特別支援教育の具体的な動き」についての情報を求める相談もあった。「家庭での養育・身辺」と「問題行動・こだわりなど」については、年代別の特徴は見出せないが、相談内容としては1番多い内容であった。

その他の相談内容として、「プレイのみの参加」というものがあった。これについては、緊急な相談はないが、「子どもたちが本校の施設を使い、遊びを楽しむ場」としてのニーズの表れと思われる。また、相談はなくても、同じ障害のある子どもの保護者と話をするなど、保護者同士のネットワークの場としても生かされている面もあるようだ。

3. 今後の展開

今年度の相談活動における大きな反省として、地域の関係諸機関とのネットワークの確立のための具体的な働きかけや、相談ニーズを吸い上げるための啓発・広報活動の不十分さが挙げられる。このような点を改善していくために、啓発・広報活動を含めた相談活動のための時間の確保や方略の見直しを行うとともに、組織としての機能を活性化させるための校務分掌組織の改革等を進めていく必要があると考える。ただし、組織等の改革を行ったとしても、実質的な機能組織として活性化されないことには意味がない。例えば、「関係諸機関とのネットワーク」ということは言葉としてはよく言われはするが、ネットワーク機能として具体的な動きはまだまだ機能性を発揮しているとは到底言えないのが現状である。このような実状を打破していくためにはどのような展開を考えていく必要があるのだろうか。また、特別支援教育のセンター的機能を有する学校としてどのような機能を果たしていかなければならないのだろうか。

「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」の中で、地域の特殊教育のセンター的機能として主に挙げられているものは次のとおりである。

- 特殊教育に関する教育相談センターとしての機能
- 特殊教育に関する研修センターとしての機能
- 教材教具や人材の提供センターとしての機能
- 情報の収集・提供のセンターとしての機能
- 障害児者の生涯学習の支援センターとしての機能
- 障害児者の理解・啓発のセンターとしての機能

このようなセンター的機能から考えると、教育相談だけではなく、「地域支援」や「生涯支援」といった機能性を求められると考える。また、本校は大学の附属校としての特徴を生かしたセンター的機能を今後さらに考えていかなければならないであろう。このような点から、本校の今後のセンター的機能として、どのような展開が考えられるのかを最後にまとめた。

(1) 教育相談センターとしての機能

- これまでの教育相談活動の継続とともに、これまで積み重ねてきた相談事例をデータベース化していくことで、家庭や学校等での養育の具体的参考資料としての活用へと発展していくことが考えられる。また、教育相談室や教育相談における相談資料を対象の幼児や児童生徒が就学・進学した学校への引継ぎを行うことで、個別的教育支援計画へと展開していくことも考えられる。ただし、これらについては守秘義務に則り、相談者の了解を得た上での相談資料の慎重な取り扱いが前提とされる。
- 教育相談室においても、相談の場としてだけでなく、例えば、就学児に対しては国語や算数などの学習面のフォローや相談ニーズに応じたプログラムによる指導の時間を設定し、「自由遊び」との組み合わせによる継続的な取り組みをしていくことも今後考えられるであろう。そのためには、大学の附属校としての特徴を生かし、大学教員、教育学部附属実践総合センターの心理カウンセラーとのケース会議の実施や実践的研究をしていくことが必要であろう。さらに、これまでの教育学部との連携を基盤としながら、医学部の小児科や精神科、保健学科との連携という形で臨床的研究を実践し、その成果を地域へと発信していくことも考えられる。

(2) 研修センター・教材教具や人材の提供センターとしての機能

- 本校はこれまで附属校として実践的研究を行い、公開研究発表会を実施してきた。また、性教育等の研修への講師派遣や、今年度は公開講座を実施するなど、「人材や研修機会の提供」としての

実績も挙げている。今後も本校で培った指導の実績を広く発信していくことが必要であると考え
る。公開講座や講演会への講師派遣については、関係諸機関への広報活動の展開や、人材バンク
として地域の人材を開拓し日常的に連携を図っていくことが求められると思われる。

- 今年度訪問相談を実施した。今年度は実質的な指導にかかわるまではなかったが、次年度以降は、
幼稚園や保育園、小・中学校といった実際の現場に出向き、関係者とともに対象となる幼児・児
童生徒の療育や指導にかかわるコンサルテーション機能も考えられる。具体的なものとして、個
別の指導計画の作成・実施のための支援や実際の指導への支援などが挙げられるだろう。このよ
うなニーズに応じていくためには、本校教育の地道な積み上げとともに、特別支援教育にかかわ
る専門性をより高めることが求められる。また、ここでも教育学部や医学部等との連携を生かし
た支援体制が望まれるであろう。

(3)情報収集・提供のセンターとしての機能

- 本校はこれまで労働、福祉といった教育関係以外の諸機関とのネットワークを築いている。この
ようなネットワークを生かすとともに、相談内容に応じてどの機関と連携し、さらにコーディネ
イトしていくかといったネットワークの整備、組織化が必要である。その他、就学前の幼児を対
象とした療育機関、親の会といった公的な機関、さらに私的に活動されているものなどに関して
情報交換や情報収集を行って整理し、あらゆる相談に対応できる情報ソースを確保しておくこと
も必要であろう。

(4)障害児者の生涯学習の支援センター・障害児者の理解・啓発のセンターとしての機能

- 生涯学習の視点からは「情報化社会のなかでのコンピューター教室」などの学習の場の提供、「ス
ポーツや音楽などの余暇活動」への支援など、障害児者が求めるニーズに応じたいろいろな支援
が考えられる。また、理解・啓発の視点からは、現在行っている学校行事や授業の公開、体験入
学の実施のほか、「地域住民等を対象としたボランティア講座の開催」などへの展開が考えられる。

このように、センター的機能として考えられるものを挙げてみた。ただし、全てを充たしたセン
ターというのではなく、本校の特色を生かした、関係諸機関との住み分けといった視点での機能の
精選といったことを考えていかなければならないだろう。「ネットワーク」、「センター」といった言
葉の意味と本校に求められる機能を十分吟味しつつ、本校のセンター的機能の方向性を今後さら
に見出していきたい。

【参考文献】

- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2003) 季刊 特別支援教育No.9「特集 盲聾養護学校のセンター的機能」
東洋館出版社
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2003) 季刊 特別支援教育No.10「特集 今後の特別支援教育の在り方
について」東洋館出版社
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2003) 季刊 特別支援教育No.11「特集 動き出した特別支援教育特別支
援教育」東洋館出版社
- 清水貞夫(2003) 特別支援教育と障害児教育。クリエイツかもがわ
- 越野和之・青木道忠(2004)「特別支援教育」で学校はどうなる。クリエイツかもがわ